

ザ・ファースト・ティ・オブ・ジャパン賛助会員規約

第1条（目的）

この規約は、特定非営利活動法人ザ・ファースト・ティ・オブ・ジャパン定款第6条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって関係者の本法人に対する協力・理解を高めることにより、本法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条（資格）

本法人の主旨に賛同し、本法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とする。

第4条（会費）

賛助会費は、次の年会費を納入するものとする。

- (1) 団体会員：1口 3,000円とし、1口以上を負担する。
- (2) 個人会員：1口 3,000円とし、1口以上を負担する。

第5条（資格取得）

会員の資格は、入会申込および会費納入が完了した翌月の初日から、会員となった日が含まれる当法人の事業年度の末日まで継続するものとする。

2.会員の資格は、前項に定める期間中に次年の会費を納入することで、更新申込の手續に代えることとする。

第6条（退会）

賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本法人に退会届を提出して退会するものとする。

第6条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

本法人は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けた、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき